男女共同参画情報紙

（シンボルマーク）

平成22年
第16号

3/1

あくしゅ

〈発行・編集〉
ざま男女共同参画プラン推進協議会
座間市市民部市民人権課
〒228－8566神奈川県座間市緑ケ丘1－1－1
☎046（252）8483（直）　FAX046（252）0220

再生紙を使用しています。

● ドメスティック・バイオレンスとは ……（1面）
改正育児・介護休業法 ……（2面）
平成20年度座間市民意識調査から ……（2面）
● 男女共同参画講座
お母さんの可能性と自分再発見 ……（3面）
子どもたちの今　家庭と地域 ……（3面）
ワーク・ライフ・バランス ……（3面）
● あくしゅインフォメーション ……（4面）
書籍紹介 ……（4面）

男女共同参画社会とは？

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

（男女共同参画社会基本法第２条）

暴力は人権問題です

暴力は性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の現状や男女の置かれている現在の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力については早急に対応する必要があります。女性への暴力とは、具体的には、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為といったものが挙げられます。このような女性に対する広範囲にわたる暴力は、女性の能力発揮を阻害し、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題として捉えられています。

国際連合は一九九三年に「女性に対する暴力撤廃に関する宣言」を採択しています。日本も取り組みを促進しており、内閣府は毎年十一月十二日から二週間を「女性に対する暴力をなくす運動」として地方公共団体などの連携・協力の下、実施しています。昨年は、女性に対する暴力根絶運動のシンボルであるパープルリボンにちなんで、十一月二十五日（女性に対する暴力撤廃国際日）に東京タワーの新ライトアップ「ダイヤモンドヴェール」を、紫色をイメージしたカラーにライトアップしました。

減らない配偶者からの暴力

内閣府では、現在ドメスティック・バイオレンスとは何を意味するのかについて、明確な定義がないとし、この言葉を使わずに「配偶者からの暴力」という言葉を使っています。

配偶者暴力防止法の施行から八年が過ぎていますが、被害は減っていません（配偶者には事実婚も含み離婚後の暴力も対象になります）。なお、配偶者暴力防止法では被害者を女性に限定していません。しかし、暴力の被害者は、多くの場合女性です。また、自治体の相談支援センターや警察への相談件数、調査結果などから、少数の人だけが被害を受けているのではなく、多くの人が被害を受けていることが分かっています。特に、繰り返し、しかも命の危険を感じるような暴力の被害者は圧倒的に女性が多いのが現状です。

暴力の原因としては、夫が妻に暴力を振るうのはある程度仕方がないといった社会通念、妻に収入が無い場合が多いといった男女の経済格差など、個人の問題として片付けられない、男女間の差別をもたらす構造的問題も大きく関係しています。内閣府による具体的な暴力の形態の定義については二面の「暴力の形態」をご覧ください。

近年は、若い恋人間の暴力も問題となっています。暴力の拡大を止めなくてはなりません。学校や社会教育の場で配偶者や恋人間の暴力は犯罪であるということを教える必要があります。

※「ドメスティック・バイオレンス」という言葉の使用について

「ドメスティック・バイオレンス」という言葉は、アメリカで1970年代に始まった「殴られた女性たちの運動」から生まれた言葉で、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対してふるわれる暴力」という意味で使われています。

図　内閣府男女共同参画局　女性に対する暴力の根絶
http://www.gender.go.jp/main_contents/category/boryoku.html